

議案第 2 4 号

専決処分の承認を求めることについて

北本市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 2 3 年 5 月 1 3 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

## 専 決 処 分 書

北本市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成23年3月31日

北本市長 石 津 賢 治

北本市国民健康保険条例の一部を改正する条例

( 平成 2 3 年 3 月 3 1 日 )  
( 条例第 4 号 )

北本市国民健康保険条例（昭和 3 4 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「 3 5 万円」を「 3 9 万円」に改める。

附則第 3 項を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る第 6 条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。